

## デイケア費用について

- 1回利用につきデイケア費用は、以下ようになります。
- デイケアと同一日に精神科医療機関（病院や診療所）を受診される方または精神科訪問看護を利用される方は、治療の一部が制限されることがあります。デイケアと同一日に精神科医療機関を受診または精神科訪問看護を利用される場合は、先方にご確認ください。

|                  | 保険の種類                   | 自己負担割合 | デイケア利用<br>1年未満 | デイケア利用<br>1年以上 |
|------------------|-------------------------|--------|----------------|----------------|
| 再診時<br>(毎月1回目から) | 健康保険・各種共済・国民健康保険の本人及び家族 | 30%    | 一日利用<br>2,490円 | 一日利用<br>2,340円 |
|                  |                         |        | 半日利用<br>1,290円 | 半日利用<br>1,230円 |
|                  | 自立支援医療制度<br>利 用         | 10%    | 一日利用<br>830円   | 一日利用<br>780円   |
|                  |                         |        | 半日利用<br>430円   | 半日利用<br>410円   |

※<sub>1</sub> デイケア利用中、精神科医療機関に入院等があった場合、退院後のデイケア費用は、『1年未満』の額に戻ります。

※<sub>2</sub> 3か月以上デイケアの利用があいた場合、再開した初日に再初診料がかかる場合があります。

○自立支援医療制度を御利用になる方は、会計でのお支払いの際に、必ず「上限管理票」の提示が必要になります。毎回、忘れずに持参してください。

○自立支援医療受給者証の更新について

自立支援医療受給者証の有効期間は、**1年間**です。

→有効期間は受給者証に記載されていますので御確認ください。継続して使いたい場合は、毎年更新の手続きが必要です。申請窓口は、お住まいの市町村が担当窓口です。

(※申請書に添付する意見書の提出は2年に1度(隔年)です)

更新の手続きをしたら、「受給者証」や「申請書(控)」に「埼玉県立精神保健福祉センター(デイケア)」が記載されているか御確認下さい。通院先が更新の代理申請をしている場合は、デイケアの記載が抜けるケースがありますので御注意ください。

○デイケアでは一日利用を「**デイ・ケア**」、半日利用を「**ショート・ケア**」と呼んでいます。